

鴨川市指定管理者選定委員会 会議録

1 日 時 令和7年10月7日(火) 午後1時30分から午後2時まで

2 場 所 鴨川市役所4階400会議室

3 出席者

(1) 鴨川市指定管理者選定委員会委員

委員長 副市長 平川 潔

委 員 教育長 蒔苗 茂

委 員 企画総務部長 野村敏弘

委 員 財政課長 石井秀征

委 員 天津小湊支所長 田中 忍

(2) 事務局及び施設担当者

天津小湊支所 庶務係長 唐鎌孝行

[開始 13:30]

～ 1 開会 ～

○事務局（唐鎌係長）

ただ今から、鴨川市四方木ふれあい館指定管理者選定委員会を開催します。
開催に当たり、委員長の平川副市長に御挨拶をお願いします。

～ 2 委員長挨拶 ～

○委員長（平川副市長） 現在、指定管理者による管理運営をしております、四方木ふれあい館については、今年度末をもって、その指定期間が満了となります。

来年度以降の管理運営については、公募をせず、引き続き現在の指定管理者を継続して指定するという事で手続を進めておりまして、継続して指定することの適否についての審査を行います。

委員の皆様には、それぞれの見地から十分に検討していただき、ふさわしい指定管理者候補者であるか審査されますよう、お願い申し上げます。

○事務局（唐鎌係長） ありがとうございます。

それでは、本選定委員会は、鴨川市四方木ふれあい館指定管理者選定委員会設置要領第4条第1項の規定により、委員長が議長となることとなっておりますので、この先は委員長に進行をお願いします。

○議長（平川副市長） それでは、議長を務めさせていただきますので、委員の皆様のご協力をお願いします。

議事については、あらかじめお配りした会議次第に沿って進行いたします。

まず、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員に、企画総務部長の野村敏弘さんを指名します。

それでは、議事を開始します。

次第の3ですが、始めに審査方法等について事務局から説明をお願いします。

○事務局（唐鎌係長） まず、資料の確認をさせていただきます。

委員の皆様には、事前に本日の次第と資料1、資料2、また、審査表をお配りさせていただきました。お持ちでない方がいらっしゃいましたら、お知らせ願います。

それでは、資料1に沿って説明いたします。

始めに、1の指定管理者の候補者の選定についてです。

選定委員会の位置付けですが、「指定管理者制度の活用と導入の促進に関するガイドライン」の規定により、指定管理者の候補者の選定は、指定管理者選定委員会を設置して行うものとしています。

次に、2の選定委員会の設置です。ページが飛びますが、3ページの選定委員会設置要領のとおり、令和7年10月3日付けで選定委員会を設置しました。

選定委員会は、申請者から提出された申請書、事業計画書等について、選定基準に基づき、施設の設置目的等に応じて市民の平等利用の確保や管理能力といった点から総合的に判断し、指定管理者の候補者として適しているかを審査するものです。

なお、最終的な候補者の決定は、選定委員会の審査結果に基づき市長が行うこととなっております。

続いて、3の選定委員会の会議録の公開についてです。

指定管理者候補者の選定においては、透明性を確保するため、選定過程を明らかにすることが望ましく、選定委員会の会議録については、法人秘情報等の不開示情報を除き、公表することとしたいものです。この会議録の取扱いに関しまして、後ほど、議事において委員の皆様の審議をお願いしたいと思います。

続いて、4の審査の方式です。

審査の方式については、鴨川市公の施設に係る指定管理者の指定に関する事務取扱基準において、原則として「総合点数方式」、これは、あらかじめ設定した評価項目について点数化し、その合計が最も高い団体を選定するものであり、これにより行うこととしておりますが、今回のように、現在の指定管理者を継続して指定する場合の審査の方式については、あらかじめ定めた選定基準の項目について、申請者が適しているか否かを選定委員会が判定するという「適否判定方式」により審査することとしています。

続いて、5の具体的な審査方法についてです。

配布いたしました審査表を御覧ください。

審査の流れは、施設所管課による説明、質疑応答の後、申請者から提出された申請書、事業計画書等の内容について審査していただき、この審査表の左側の欄にあります選定基準ごとに、審査のポイントを踏まえて、指定管理者の候補者として適しているかどうかの判定を行っていただくこととなります。

適か否か判定されましたら、該当するものに○印を付けていただきます。

委員の皆様が全ての項目について判定が終わりましたならば、事務局が審査表を回収し、集計いたします。

集計の結果、選定基準ごとに適の数が否の数を上回れば「適」、そうでなければ「否」ということで、それが選定委員会としての判定となります。

また、この選定基準は、指定管理者の候補者として必ず満たしていなければならないものであることから、1項目でも選定委員会において「否」と判定された場合は、失格となります。

最終的には、審査表の全ての選定基準について選定委員会が「適」と判定した場合に、申請者を指定管理者の候補者として適していると認めることとします。

以上が審査の方法となります。

それでは、よろしく申し上げます。

○議長（平川副市長） ただいま事務局から説明がありました。まず最初に審議すべき事項からいたしたいと思います。3の選定委員会の会議録の公開については、事務局のほうからは、これを公表したい旨の提案がありましたが、この件について御意見、御質問等ありますか。

○（各委員） ありません。

○議長（平川副市長） それでは、ご意見、ご質問なしということで、事務局の提案通り会議録については公表することとします。

それ以外で、確認事項、質問等ありましたら、お願いします。

（各委員） ありません。

○議長（平川副市長） 特に無いようですので、以上で事務局による説明を終わります。

～ 3 審査 ～

【四方木ふれあい館に係る審査】

○議長（平川副市長） それでは、審査に移ります。

まず、始めに、本選定に係る出席委員の人数は、5名と定足数に達しております。よって本選定に係る選定委員会はここに成立しました。

では、施設所管課であります天津小湊支所から、説明をお願いします。

○事務局（唐鎌係長） それでは、四方木ふれあい館につきまして、ご説明させていただきます。

始めに、今回の指定管理者の選定につきましては、公募によらずに、これまでの指定管理者による継続指定とさせて頂いておりますので、その経緯等につきまして、ご説明いたします。

四方木ふれあい館は、千葉県によってこの地域に計画されていた迫原ダム建設事業の中止に伴う代替の地域振興策の一環として、県の助成を受けて整備された施設でございまして、施設管理の主体となるべき四方木町内会の負担等に配慮し、現在の集会施設としての機能や規模で整備されたとのこととございます。

このことから、四方木ふれあい館は、地元町内会への譲渡を念頭に、地元町内会が管理運営を行うことを前提に設置されたものであります。

しかしながら、事業財源として過疎債を充当されていたことから、この償還が終了する令和2年3月25日までは施設の譲渡ができないため、これまで四方木町内会への移譲は見送られてまいりました。

前回の更新時には、起債の償還が終了し、また、令和3年3月31日をもって四方木町内会の指定管理者としての期限が満了することに伴い、地元へ施設の譲渡の打診を行ったところ、四方木地区の人口の減少や高齢化の進展が著しく、地域として四方木ふれあい館の維持管理は長期的には、厳しくなるのではないかとのお話をいただき、また、四方木ふれあい館には鴨川市消防団第4支団第6分団の詰所を併設しておりますことから、移譲ではなく現行の指定管理の継続が望ましいのではないかとのお話をいただいたところです。

実際、四方木地区の人口は、四方木ふれあい館建設当時の平成20年3月31日には、98名であったものが、令和7年3月31日現在では58人と40.8%あまりも減少しており、また、高齢化も顕著であることから、改めて内部で検討の結果、指定管理の継続といたしたいものでございます。

四方木ふれあい館は、地域のコミュニティ集会施設であるという施設の性質や消防団詰所が併設されていることを踏まえまして、地元四方木町内会以外の者が管理を担う可能性がある公募による方法で指定管理者を選定することは適当でないと判断し、四方木町内会による指定管理継続とさせて頂きたく、市長のご決裁を頂いたものでございます。以上が、現在の指定管理者による継続指定に至った経緯でございます。

四方木町内会は、地域として年々厳しい状況になっているとのことですが、施設新築当時の平成20年度から現在まで、四方木ふれあい館の指定管理者となっており、指定管理期間中を通じて、施設の大きな破損もなく、また、支所に対して苦情が寄せられるようなこともなく、適切な維持管理が行われていると認識しております。

それでは、資料2の1をお開き下さい。

申請要領及び仕様書でございます。

要領に定める大まかな指定の条件でございますが、指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間と他の多くの指定管理施設と同様に5年間といたしました。

また、指定管理料は無料。業務の内容といたしましては、施設及び設備の維持管理及び施設利用許可となっております。

指定管理者が負担する費用といたしまして、ガス代、水道代、消耗品、清掃、敷地内の整備管理などが該当し、修繕が発生した場合には、1件当たり10万円以下の場合には指定管理者が負担し、それ以上のものについては、市と指定管理者の協議により決定することとなっております。

続きまして、資料2の2をお開き下さい。

指定管理者指定申請書でございます。

申請者は四方木町内会 会長 松本一郎さんで、昨年4月から町内会長を務められております。

裏面は申請者の概要ですが、四方木町内会は、施設建設当初の平成20年4月1日から令和8年3月31日までの18年間、指定管理者として維持管理にあたっております。

続きまして、資料2の3をご覧ください。

管理業務に関する事業計画書でございますが、重要な部分ですので、順に読み上げさせて頂きたく存じます。

※事業計画書のとおり読み上げ

続きまして、資料2の4及び5は、指定管理者の四方木町内会の規約及び役員名簿並びに組織図となっております。

近年、規約や組織編成に大きな変更はなく、地域コミュニティの基盤であります町内会組織の安定的な運営が行われているものと認識をしております。

また、資料2の6は、本申請に係る誓約書となります。

終わりに資料2の7①から2の7③は、令和4年度から令和6年度までの3カ年間の年間事業報告書でございます。

施設の利用状況でございますが、利用人数は、令和4年度は386人でしたが、コロナウイルスまん延等の影響もあり、令和5年度は年間延べ206人と落ち込みましたが、令和6年度は314人と回復傾向にあります。年間を通じ、町内会や関連団体、地域の任意団体によります会議に活用される他、地区サロンや地域の祭礼など、地域コミュニティの推進活動に活用されております。

また、清澄・四方木地区活性化協議会による地域活性化事業も継続的に実施され、四方木ふれあい館は、各種事業により誘致された地域内外からの来訪者を受け入れる交流の拠点施設としても積極的な活用が期待されるとともに、今後もコミュニティ集会施設として効果的に活用され、地域に大きな恩恵をもたらすことと存じております。

事務局からの説明は以上でございます。

委員皆さまの慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（平川副市長） ただ今、申請者の概要、事業計画書の内容等についての説明がございましたが、委員の皆様、御質問等ありましたら、お願いします。

○委員（蒔苗教育長） ひとつ教えてください。過去の18年間、四方木の町内会が指定管

理をしていることはよく分かりましたし、その間、地域コミュニティ作りや消防団の詰所等いろんな機能をふれあい館は持っている。その管理運営をそつなくやってきたことは十分わかりました。そこで、収入と支出の関係で、収入が町内会費と言いましょか、1世帯1,000円で30世帯で30,000円、収支の案も出ていますが、これだけだと町内会の世帯だけでまかなっていくみたいな感じになっていますが、実際は指定管理ですから、たとえば市からの指定管理料として補助とかはないんですか。

○事務局（唐鎌係長） 指定管理料は無料です。町内会費から経費については充当されています。その他電気代とか汲み取り料は、危機管理課の方で消防設備としてお金を出しています。

○委員（蒔苗教育長） ぞくにいう指定管理料は、今回のこのケースについては該当してないとか、ないということよろしいんですね。

○事務局（唐鎌係長） はい。

○委員（蒔苗教育長） そこだけ確認させていただきます。非常によくやられているんじゃないかと思えます。大事な大事なふれあい館は、今説明のあった中で、いろんな機能を有しているし、現時点では四方木の地域にとってはなくてはならない施設だと思います。

○議長（平川副市長） 他はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特に無いようですので、これより審査に移らせていただきます。

お手元の審査表を御覧ください。審査の方式については先ほど事務局から説明がありましたとおり、適否判定方式です。委員の皆様には、選定基準の項目ごとに、適否の判定をし、審査表に記入していただきます。記入が終わりましたら、回収させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（平川副市長） よろしいでしょうか。

○議長（平川副市長） それでは、集計の結果ができましたので発表します。

選定基準1の審査結果は、「適」が5名で「適」と判定されました。

選定基準2及び3のそれぞれ5名ずつということで「適」と判定されました。

これにより、四方木町内会を、鴨川市四方木ふれあい館の指定管理者の候補者として適していると認めることとします。

以上で、審査は全て終了いたしました。

～ 4 その他 ～

○議長（平川副市長） 続いて、次第4 その他ですが、事務局から今後のスケジュールについて説明をお願いします。

○事務局（唐鎌係長） 今後のスケジュールについて御説明します。

本日の選定委員会の結果に基づき、市長により最終的な指定管理者の候補者を決定し、申請者に通知します。候補者の決定については、併せてホームページで公表します。

また、指定管理者の指定に係る議案については、令和7年第4回市議会定例会に提出することとなります。

以上が今後のスケジュールとなりますので、よろしく申し上げます。

○議長（平川副市長） 以上で、本日予定しておりました議事の一切を終了しました。皆様の御協力に感謝申し上げます。それでは事務局にお返しします。

～ 5 閉 会 ～

○事務局（唐鎌係長） ありがとうございました。以上で、本日の会議を終了します。ありがとうございました。

[終了 14:00]

本会議録の内容を確認したので、署名する。

令和7年10月9日

会議録署名人 野村 敏弘